

<< 函館厚生院が行う「地域における公益的な取組」 >>

1. 無料低額診療事業

① 事業概要

社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業を実施しています。

この事業は第二種社会福祉事業として位置付けられています。

② 実施施設

函館中央病院、函館五稜郭病院（医療保護施設）、ななえ新病院

2. 無料低額介護老人保健施設利用事業

① 事業概要

社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な介護を受ける機会を制限される事のないよう、無料または低額な料金で介護老人保健施設を利用する事ができるようにする事業を実施しています。

この事業は第二種社会福祉事業として位置付けられています。

② 減免の対象者

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 要保護者境界層に属する低所得世帯などにあるか、若しくはその世帯が天災その他特別な事情により利用料の負担が困難となり、負担行為によりその世帯の自立生活が著しく阻害されると施設長が認めた者

③ 実施施設

ケンゆのかわ、もも太郎

対象となる事業 老人保健施設

3. 社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担額軽減事業

① 事業概要

社会福祉法第2条第2項第3号及び第2条第3項第5号の規定に基づき、低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、サービスの利用促進を図ることを目的とする事業であり、当法人においても実施しています。

② 負担軽減の対象者

(1) 低所得で生計が困難である者

市民税世帯非課税であって、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方です。

(2) 生活保護受給者

生活保護受給者で、軽減対象となるサービスを利用している方です。

③ 対象となる事業

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防)短期入所生活介護、通所介護・第一号通所事業

④ 実施施設

百楽園、ももハウス、永楽荘、花園(令和2年度で廃止)

4. 食料緊急支援サービス

① 事業概要

当法人の地域包括支援センター(包括たかおか・包括ゆのかわ)が担当する生活圏域に居住している“経済的な問題等を抱え、食料確保がままならない高齢者”に対し、食料を無償で提供する取り組みを実施しています。

平成30年1月1日から実施

② 実施施設

永楽荘

5. トドックフードバンク事業

① 事業概要

児童養護施設くるみ学園の卒園生とその家庭に食材を提供しています。

② 実施施設

くるみ学園（コーディネート 児童家庭支援センターくるみ）

6. 生活困窮者等に対する安心サポート事業

① 事業概要

生活困窮者への支援にあたっては、生活困窮者自立支援法等による制度に基づく自立に向けた支援体制が整備されています。しかし、生活困窮者を取り巻く環境や情勢はより複雑化し、制度のみでは対応しきれない支援ニーズもあり、こうした『制度の狭間』への対応が必要になってきています。

そこで当法人としては、北海道内各地の市町村社会福祉協議会や社会福祉法人とともに、生活困窮者への相談支援や自立相談支援機関との連携、経済的援助などにより『制度の狭間』の対応を行い、生活困窮者の自立に繋げていくことを目的として『生活困窮者等に対する安心サポート事業』を実施しています。

令和3年8月加入

<生活困窮者等に対する安心サポート事業を構成する3つの事業>

(1) 相談支援事業

制度の狭間の生活困窮などのさまざまな課題を抱える人に対し、自立相談支援機関等の関係機関と連携し、既存の制度や次に掲げる経済的援助事業の活用など、自立を支援するための相談支援を行っています。

(2) 経済的援助事業

生活困窮者の抱える様々な生活・福祉課題に対して、現金ではなく、現物給付を原則としては援助する事業です。

生命に関わる緊急性を要する生活困窮者を対象としており、援助を必要とする方が、これからの生活のために不可欠であり、経済的援助を行うことによって生活の安定が見込める場合やこの事業の援助を行わなくては生命や生活の継続に危険を及ぼす状況にある場合などに相談支援事業と合わせて援助を実施しています。

(3) 就職活動応援事業

就職を希望し、現に生活に困窮している方のために、自立相談支援機関と連携し、就労体験の機会を提供するとともに、応援金といった就職活動のための経済的支援を行います。

② 実施施設

法人として専任の特命地域貢献活動担当を任命し、地域貢献検討委員会を組織化しています。

7. 地域住民に対しての健康講座等の開催や講師派遣等

① 事業概要

健康教室（栄養、糖尿病等）や介護保険サービス・福祉サービス・虐待防止に関する説明会、認知症カフェ等の開催、地域で開催される講演会などへ医療スタッフや介護スタッフ等を講師として派遣しています。また、地域ケア会議といった行政会議に当法人の職員を派遣するなどといった活動や取り組みを実施しています。

② 実施施設

函館中央病院、函館五稜郭病院、ななえ新病院、永楽荘、ケンゆのかわ、もも太郎、函館市地域包括支援センター（たかおか、ゆのかわ）

8. がん患者支援

① 事業概要

道南・函館医療圏において、がんの発見から治療、その過程にある社会的問題解決に取り組んでいます。具体的には集学的治療（手術療法、放射線治療、薬物療法など）の提供。健康診断のうち、がん腫瘍マーカー検査などがんに特化した検査の実施による早期発見や市民講座の開講による医療知識の普及啓発。社会福祉士や看護師による相談窓口の常設に加えて、ハローワーク函館と連携した就労支援会を実施しています。

② 実施施設

函館中央病院（北海道がん診療連携指定病院・小児がん連携病院）、函館五稜郭病院（地域がん診療連携拠点病院）

9. 函館厚生院育英基金

① 事業概要

くるみ学園に在籍する児童が、大学、短期大学、各種専門学校の進学、又は就職等を希望し、その能力が十分にあるにもかかわらず、保護者からの金銭的な支援を受けられず、進学あるいは就職が困難な者に対し、函館厚生院育英基金から「育英資金」を給付し、児童の向学心と将来に対する展望ならびに社会的自立を支援することを目的とする。

② 実施施設

くるみ学園

10. 実習生受け入れ

① 事業概要

保健・医療・福祉の現場を支える専門職の育成に貢献するため、医師や看護師をはじめ、理学療法士などのリハビリ専門職や社会福祉士や介護福祉士といった福祉専門職などを目指す学生の実習の受け入れを行っています。

② 実施施設

函館中央病院、函館五稜郭病院、ななえ新病院、くるみ学園、永楽荘、高丘寮、百楽園、ももハウス、ケンゆのかわ、もも太郎、豊寿、ベシアニエス、函館市地域包括支援センターたかおか、函館市地域包括支援センターゆのかわ

11. ドクターヘリの支援

① 事業概要

道南ドクターヘリ事業に対し、二次救急指定病院として道南圏の救急医療に貢献すべく活動しています。

- 令和3年度フライトスタッフ派遣実績（延人数）
函館中央病院 医師 8名、看護師 12名
函館五稜郭病院 医師 34名、看護師 31名

② 実施施設

函館中央病院、函館五稜郭病院

12. 校医派遣

① 事業概要

管内の小・中・高校における学校健診等に対応すべく、学校医として医師の派遣をしています。

② 実施施設

函館中央病院、函館五稜郭病院

13. 災害時に必要な非常食等の購入

① 事業概要

非常災害用に非常食等を備蓄し、災害発生時に被災者等（対象 地域住民）が一定期間避難生活をする避難所、指定避難所、福祉避難所等に対して、速やかに生活物資（主に保存食）を無償提供または、貸与できるようにしています。

令和元年 9 月 備蓄庫設置

② 実施施設

ケンゆのかわ、永楽荘、高丘寮、百楽園

14. 災害時における法人施設協働による入所者・要援護者等支援事業

（以下「災害時支援事業」）

① 事業概要

（１） 北海道地域公益活動推進協議会と社会福祉法人との協働事業

災害時において、災害対策本部（行政機関）からの要請に基づき、福祉避難所に対し、北海道社会福祉協議会会員施設から必要な人材を派遣するとともに、福祉避難所に避難している要援護者の移送・受入を行います。また、施設の被災状況を把握し、入所者に対する避難等の支援を行うとともに、生活物資等の提供や支援職員の派遣を行う事業に参画しています。

加入年月 平成 31 年 1 月

（２） 災害時における拠点法人

道内で災害が起きた際、「災害時支援事業」の参加法人・施設間の連絡

拠点（担当地域 渡島・檜山）となり、支援センター（主体 道社協地域公益活動推進協議会）が行う現地連絡補助を行う拠点法人として、北海道社会福祉協議会と「拠点法人・施設」設置に係る協定書を締結しています。

契約年月日 令和2年3月31日

- ② 実施施設
法人本部